
伊佐市 行政改革大綱【後期】

平成 27 年 3 月

伊 佐 市



目次

第1章 基本方針

1	はじめに	1
2	これまでの歩み	2
(1)	経過	2
(2)	実施項目の取組結果	3
3	3つの基本方針	4
(1)	市民に信頼され、多様な地域団体と協働する行政経営の推進	4
(2)	持続可能な財政基盤の確立	5
(3)	迅速かつ的確に対応する組織・機構の見直し	4
4	推進期間及び推進体制	5
(1)	推進期間	5
(2)	推進体制	5

第2章 具体的方策

1	市民に信頼され、多様な地域団体と協働する行政経営の推進	6
(1)	事務事業の見直し	6
(2)	アウトソーシングの推進	6
(3)	地域協働の推進	6
(4)	行政経営の公平さと透明性の向上	6
2	持続可能な財政基盤の確立	7
(1)	財政の健全化	7
ア	歳入の確保	7
イ	物件費及び人件費の削減	7
ウ	補助金等の整理合理化	7
エ	公共工事のコスト縮減	8
(2)	公共施設の統廃合と有効活用	8
(3)	財政運営・予算編成の適正化	8
3	迅速かつ的確に対応する組織・機構の見直し	9
(1)	組織・機構の効率化	8
(2)	人材育成と職員の意識改革	8
	用語解説	9

第1章 基本方針

1 はじめに

平成20年に誕生した伊佐市は、これまで組織体制や業務の見直しを進める一方で、市民の意見を施策へ反映させるため、まちづくり委員会や地域コミュニティ等を通じて、市民協働によるまちづくりを進めてまいりました。

今後も市を取り巻く問題、課題及び社会情勢に的確に対応するために、絶えず行政経営の見直しを行い、より質の高いサービスを実現できるよう職員一人一人の意識改革を積極的に進め、取り組んでいかなければなりません。

地方自治法第2条には、地方公共団体の責務について、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められています。

このため市では、平成22年度から平成31年度までの10年間で推進期間とした「伊佐市行政改革大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、3つの基本方針「市民に信頼され、多様な地域団体と協働する行政経営の推進」、「持続可能な財政基盤の確立」、「迅速かつ的確に対応する組織・機構の見直し」を基に51の実施項目を定め、前期5年間の行政改革を進めてまいりました。

平成26年度に前期計画が終了するにあたり、実施項目の達成状況を評価し、これを踏まえて平成27年度からの後期の取組みについて大綱を見直しました。

見直した大綱に基づき、より質の高い行政経営の実現を目指し、「伊佐市総合振興計画」に掲げる目標将来像「大地の恵みを 人が奏^{かな}でる だれやめ^{さと}の郷」の実現に向け、今後も行政改革と市民協働による“住みよいまちづくり”を推進してまいります。

2 これまでの歩み

(1) 経過

平成 22 年度から開催した行政改革に関する会議及びその検討及び協議内容は、以下のとおりです。

会議名	年月	検討及び協議内容
第 5 回 行政改革推進委員会	平成 22 年 4 月	①事務事業の再編・整理、廃止・統合について ②民間委託等の推進について ③地域協働の推進について ④公正の確保と透明性の向上について
第 6 回 行政改革推進委員会	平成 22 年 5 月	①行政改革大綱策定に関する答申（案）について ・具体的方策（13 項目）ごとの提言内容の確認
第 5 回 行政改革推進本部会議	平成 22 年 6 月	①行政改革大綱（案）の基本方針について ②行政改革大綱（案）の具体的方策について ・答申を受けて行政改革大綱（案）・プランの再協議 ③パブリックコメントについて
第 6 回 行政改革推進本部会議	平成 22 年 12 月	①伊佐市中長期財政計画策定について ②長期財政シミュレーションについて ③伊佐市が取り組むべき課題について ④行政改革の手法と再シミュレーションについて
第 7 回 行政改革推進本部会議	平成 23 年 1 月	①行政改革大綱（案）の修正について ・パブリックコメントの概要とパブリックコメントを受けての修正案 ②伊佐市中長期財政計画について ・長期財政シミュレーションの見直し ・行政改革の手法と財政計画 ③集中改革プランの全容について ・集中改革プランの全容（財政健全化のための数値目標含む。）について
第 7 回 行政改革推進委員会	平成 23 年 2 月	①行政改革大綱について ・行政改革大綱の全容 ・パブリックコメントの概要と市の考え方 ②伊佐市中長期財政計画について ・長期財政シミュレーション ・新たな行政改革による目標効果（財政健全化策） ・長期財政計画 ③集中改革プランの全容と中期財政計画について
第 8 回 行政改革推進本部会議	平成 24 年 2 月	①集中改革プランの進捗状況及びプランの見直しについて ②伊佐市中長期財政計画と実績状況について ・中長期財政計画と現在の長期財政シミュレーションとの比較 ③公用車の見直し ④電子入札の推進 ⑤コンビニ収納の現状 ⑥審議会の公募委員の拡大 ⑦職員数、給与、人件費、時間外勤務手当における類似団体との比較

会議名	年月	検討及び協議内容
第9回 行政改革推進本部会議	平成24年6月	①行政改革に関する諸指針案等について ・集中改革プランの進捗状況について ・組織機構再編（案）について ・アウトソーシング推進指針（案）について ・公共施設見直し指針（案）について ②行政改革に関する諸指針の策定・検討スケジュールについて
第10回 行政改革推進本部会議	平成25年6月	①行政改革に関する諸指針案等について ・集中改革プランの進捗状況について ・補助金の見直し指針（案）について ・イベントの見直し指針（案）について ・組織機構再編（案）について ②行政改革に関する諸指針の策定・検討スケジュールについて
第8回 行政改革推進委員会	平成26年2月	①集中改革プラン進捗状況について ②後期集中改革プランの策定について
第11回 行政改革推進本部会議	平成26年6月	①集中改革プランの進捗状況について ②行政改革大綱（案）の修正について ③後期集中改革プラン（案）の策定方針について
第9回 行政改革推進委員会	平成26年8月	①集中改革プランの進捗状況について ②行政改革大綱（案）の修正について ③後期集中改革プラン（案）の策定方針について
第10回 行政改革推進委員会	平成26年10月	①行政改革大綱（案）の修正について ②後期集中改革プラン（案）の策定方針について
第11回 行政改革推進委員会	平成26年11月	①行政改革大綱に関する答申（案）について ②その他の意見について
第12回 行政改革推進本部会議	平成26年11月	①行政改革大綱【後期】修正（案）について ②行政改革大綱に関する答申について ③集中改革プラン【後期】修正（案）について ④集中改革プラン【後期】年度別計画の作成について
第13回 行政改革推進本部会議	平成27年3月	①行政改革大綱【後期】について ・行政改革大綱【後期】の全容 ②伊佐市の財政計画について ・財政シミュレーション ③集中改革プラン【後期】について ・集中改革プラン【後期】の全容
第12回 行政改革推進委員会 ※ 会議の開催要件である 出席者数を満たさなかつ たため、開催せず。	平成27年3月	①行政改革大綱【後期】について ・行政改革大綱【後期】の全容 ②伊佐市の財政計画について ・財政シミュレーション ・財政計画 ・財政健全化策 ③集中改革プラン【後期】について ・集中改革プラン【後期】の全容

(2) 実施項目の取組結果 (51項目)

51 項目のうち、8割を超える 43 の項目が計画通りに実施されており、本市の行政改革は、総じて順調に進んでいると考えられます。

(当初 54 項目あった実施項目のうち 3 項目については、第 8 回行政改革本部会議において実施不可能と判断され、51 項目としてあります。)

実施状況／平成22年度～平成25年度		合計	実施済 (終了)	計画どおり 推進	計画に遅れが 生じている	未着手
項 目 数		51	26	17	6	2
(1)	市民に信頼され、多様な地域団体と協働する行政経営の推進	17	10	5	2	0
(2)	持続可能な財政基盤の確立	18	6	10	1	1
(3)	迅速かつ的確に対応する組織・機構の見直し	16	10	2	3	1

3 3つの基本方針

厳しい財政状況の中で、限られた財源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供していかなければならないことから、以下の3つの基本方針に基づいて行政改革を実行します。

1 市民に信頼され、多様な地域団体と協働する行政経営の推進

これからの地方自治体は、自らの責任と判断で、市民本位の成果重視の行政経営が求められています。そのため人、物、金、情報など限られた資源を有効に活用し、市民サービスの向上を図る仕組みづくりを推進します。

また、これまでの行政主体のまちづくりを見直し、民間活力や地域住民との役割分担による地域コミュニティやNPO法人など多様な地域団体と協働して公共サービスを担う仕組みづくりに努めるとともに、その前提として情報の共有化を推進し、市民から信頼される行政経営を目指します。

2 持続可能な財政基盤の確立

社会経済の変化に柔軟かつ的確に対応し、将来にわたって安定した行政サービスを提供するためには、安定的な歳入確保に努めるとともに、限られた財源の効率的かつ重点的な配分に努め、安定した持続可能な財政基盤の確立を推進します。

3 迅速かつ的確に対応する組織・機構の見直し

業務の拡大や多様化する市民ニーズに対応するために、コンパクトで機動性のある組織・機構が求められています。行政課題に適確に対応するための組織・機構の見直しを行うとともに、職員一人一人の能力の向上や適正な人員配置に取り組みます。

4 推進期間及び推進体制

(1) 推進期間

大綱を実現するための具体的な取組み期間は、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間であり、平成 26 年度までを前期、平成 27 年度から平成 31 年度までを後期とし、見直した大綱を基に「伊佐市集中改革プラン【後期】」を策定します。

(2) 推進体制

大綱及び伊佐市後期集中改革プランを計画的に推進するため、市長を本部長とする伊佐市行政改革推進本部が中心となり行政改革に取り組みます。その進捗状況については、市民の代表から構成される伊佐市行政改革推進委員会に報告し、社会情勢の変化、財政事情、市民ニーズ等を踏まえ必要に応じて見直します。

また、その結果については、広報紙やホームページ等を活用することにより広く市民に公表します。

第2章 具体的方策

■■■■■

(注1)

多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に対応するため、P D C Aサイクルにより、無駄のない効率的で効果的な行政経営を推進します。

3つの基本方針に基づく行政改革の具体的な実施項目は、次のとおりです。

1 市民に信頼され、多様な地域団体と協働する行政経営の推進

(1) 事務事業の見直し

これからの行政経営は、限られた財源・人材をどの政策に重点的に投入するかなどの判断が重要です。

^(注2)
また、「社会保障・税番号制度」など、新たな仕組みへの対応も求められています。このため、事務事業については、事業の目的やそれを達成するための最善のプロセスは何かを考え、「伊佐市総合振興計画」の政策体系に沿った評価（行政評価）に基づき見直します。

^(注3)
なお、市民サービスに影響があるものについては、「パブリックコメント」等の活用で市民の意見を十分踏まえながら改善します。

(2) アウトソーシングの推進

^(注4)
事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施し、「伊佐市アウトソーシング推進指針」に基づき、様々な手法による民間委託や民営化の可能性を検証します。中でも、全ての公の施設について管理のあり方を検証した上で、^(注5)指定管理者制度の導入・推進を図ります。

また、民間資金等の活用による公共施設等の整備についても積極的に取り組みます。

(3) 地域協働の推進

今後多様化する市民ニーズに対応するには、多様な地域団体との協働が必要不可欠となります。引き続き、これらの団体等が積極的に参画できる仕組みづくりを進めます。

(4) 行政経営の公平さと透明性の向上

市民から信頼される地方自治体であるためには、市民に対する説明責任を果たし公正で透明性のある行政経営が重要です。

このため、積極的に市民等へホームページや広報紙等により情報を提供します。

2 持続可能な財政基盤の確立

厳しい財政状況が続く中、持続可能な財政運営を実現するために、さらに経費全般を見直します。

(1) 財政の健全化

ア 歳入の確保

歳入においては、税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、市税の収納率の一層の向上に積極的に取り組み、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や収納率の向上等の自主財源の確保に努めます。

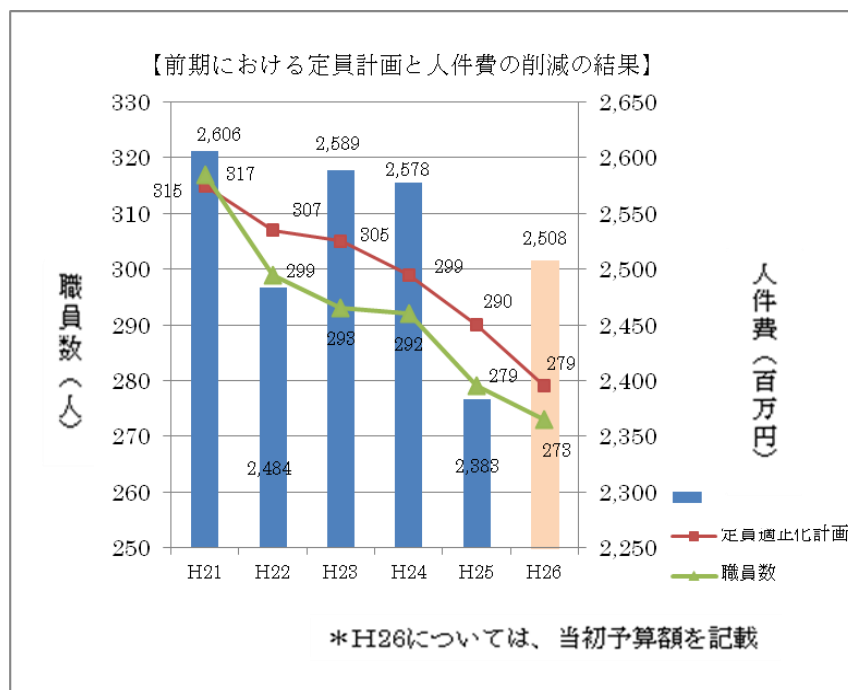
また、「ふるさとに対する応援寄附金」や未利用資産の有効活用にも努めます。

イ 物件費及び人件費の削減

少子高齢化に伴い今後増えていくと予想される扶助費や社会資本の老朽化対策（将来の公債費）にかかる財源確保のため、物件費を削減します。

また、人件費については過度な市民サービスの低下をまねかないように配慮しながら、積極的なアウトソーシングの推進・地域協働の取り組み等を通じ削減を図ります。

さらに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図り、財政構造の改善に努め、^(注6) 經常収支比率80%台を維持できるよう努めます。



ウ 補助金等の整理合理化

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性や、費用対効果、経費負担のあり方等について^(注7)「伊佐市補助金見直し指針」に基づき、整

理合理化を図ります。また、補助期間の終期の設定や見直しなど計画的に廃止・縮減に取り組みます。

エ 公共工事のコスト縮減

地元企業による地域経済への波及効果にも配慮しながら、公共工事の入札・契約に対する公平性・透明性を確保しつつ、社会資本が本来備えるべき機能・品質を損なうことなく、発注方式の見直し等による工事のコスト縮減を促進します。

(2) 公共施設の統廃合と有効活用

社会経済情勢の変化に合わせ、その使命や役割にふさわしい施設であるか、存続、統合、廃止を含めた適正な評価を行います。その結果、存続と位置付けられた施設は、なお一層の利用に向けた工夫を行い、施設の有効利用に努めます。

また、^(注8)「伊佐市公共施設見直し指針」に基づき、財源を確保しつつ統廃合を進めます。

(3) 財政運営・予算編成の適正化

市民に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を分かりやすく提供します。

また、予算編成については市役所内部の十分な議論の上、議会や市民に予算編成方針・経過の開示を引き続き行います。

3 迅速かつ的確に対応する組織・機構の見直し

(1) 組織・機構の効率化

課・係等の機動力や柔軟性を高めるため、組織・機構や勤務形態を見直し、部署間の連携がスムーズに行われ、市民ニーズに迅速に対応できる組織・機構の効率化に取り組みます。

(2) 人材育成と職員の意識改革

複雑化・多様化する市民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応するため、創造性豊かで高い見識と専門性をもち、挑戦する職員の育成に努め、公正かつ客観的な人事評価により人材育成を図ります。

また、福利厚生事業については職員の健康管理の充実を図り、職員の意欲及び能力が十分に発揮できる体制づくりを進めます。

用語解説



(注1) P D C A サ イ ク ル : 事業を実行するうえで、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) を継続的に繰り返すことで改善につなげる仕組み

(注2) 社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度 : 年金、医療保険、税などで利用されている別々の番号を、国民一人一人が持つ個人番号 (マイナンバー) でつなぐことで、社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、給付と負担の公平性を確保するとともに、手続きの簡素化など利便性を向上させるための制度

(注3) パブリックコメント : 公衆の意見。また、公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。意見公募手続き

(注4) 伊佐市アウトソーシング推進指針 : 委託だけでなく、民営化や指定管理者制度等の多様な形態がある中で、外部の優れた資源を活用し、民間に任せの方が効率的・効果的に行政サービスを提供することができる場合は、民間に任せることを基本的な考えとして平成 24 年に策定

(注5) 指定管理者制度 : 公の施設の管理を地方公共団体の指定を受けた者が指定管理者として管理を代行する制度

(注6) 経常収支比率 : 財政構造の弾力性を表す指数。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出されている経費に、地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示します。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることになる。

(注7) 伊佐市補助金見直し指針 : 補助金の統一的な交付基準により、全ての補助金について、補助の必要性、費用対効果、総合振興計画の政策施策の目標との整合性、経費負担のあり方等について検証し、補助の方向性の具体的な見直しを検討することを基本的な考え方として平成 25 年に策定

(注8) 伊佐市公共施設見直し指針 : 社会経済情勢の変化に合わせ、その使命や役割にふさわしい施設であるか、存続、統合、廃止を含めた適正な評価を行い、施設の有効利用と統廃合すべき施設については、統廃合を進めることを基本的な考え方として平成 24 年に策定